

## 埼玉県土地収用事業認定審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）第6条の規定に基づき、埼玉県土地収用事業認定審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査及び審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、当該特別の事項について学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項を調査及び審議する期間とする。

(専門委員)

第5条 専門委員は、当該専門の事項について学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 専門委員の任期は、当該専門の事項を調査する期間とする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として表決に加わることができない。

5 委員及び臨時委員は、審議会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その表決に加わることができない。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第9条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、県土整備部用地課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年7月10日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。